

## 経過措置期間延長のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社製品に対し格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記製品につきまして2020年3月5日付厚生労働省告示第56号にて経過措置期間が告示されましたので下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも弊社製品に格別のお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

経過措置期間が2020年3月31日までとなっておりますが、  
2020年9月30日まで延長されました。

経過措置期間満了日	経過措置品目
2020年9月30日	ジアノイナミン錠 10 mg *
	シュランダー錠 25mg
	パルトックス細粒 20%
	パルトックス錠 30 mg
	パルトックス錠 60 mg
	ユベ-E錠 100 mg
	ユベ-E顆粒 20%
	ランデールチオン錠 100 mg
	チルミメールカプセル 100 mg *
	チルミメールカプセル 50 mg *
	シバスタン錠 100 mg *
	シバスタン錠 200 mg *

なお、\*につきましては統一名収載品目のため官報告示されておりましたが、  
薬価基準収載品目一覧表にて経過措置期間を確認しております。

以上